

# Weekly Report

第492日号  
平成31年2月12日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 所得税の確定申告を行う際の注意点等

今月18日から所得税の確定申告が始まります。

### ◆申告書を作成する際の注意点等

以下のような誤りや申告漏れ等に注意しましょう。

◎**医療費控除**……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。また、領収書に代えて「医療費控除の明細書」の提出が必要になりましたが、領収書の提出等による申告も可能です。

◎**寄附金控除**……ふるさと納税のワンストップ特例を申請している方が確定申告を行う場合は、特例の適用を受けることができないため、全てのふるさと納税の金額を申告する必要があります。

◎**雑損控除**……災害等により損害を受けた資産のうち、生活に通常必要でない資産（貴金属、書画、骨董など）は対象外です。

◎**住宅ローン控除**……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税特例を適用している場合は、住宅

ローン控除額の計算において、贈与特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

◎**給与以外に副収入等がある場合**……年末調整を行った給与所得者でも、ネットオークションなどの個人取引や仮想通貨の売却などによる所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

◎**満期保険金等を受け取った場合**……保険料の負担者が満期保険金等を一時金で受け取った場合は、一時所得となります。

◎**国外所得がある場合**……居住者は国外で得た所得も申告する必要があります。なお、30年末時点で5千万円超の国外財産を保有している場合は、国外財産調書の提出も必要です。

## 経営力向上計画に係る固定資産税特例の終了

中小企業等経営強化法では、中小事業者等が「経営力向上計画」の認定を受けることで、計画に基づき取得した一定の設備について固定資産税の特例（3年間1/2に軽減）や、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除）などの支援措置が設けられますが、このうち固定資産税の特例措置は今年3月末日をもって終了となります。

なお、昨年6月から生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置が施行されており、中小企業者が「先端設備等導入計画」について市区町村から認定を受けた場合に、取得した設備の固定資産税を3年間ゼロ～1/2（自治体が定める割合）に軽減する措置が導入されています。

## NISA口座申込から取引開始までの期間短縮

金融機関で新規にNISA口座を開設する場合、これまでは他の金融機関でNISA口座を開設していないことが税務署において確認された後に開設されていたため、申込から取引開始まで2～3週間程度かかりましたが、今年から「非課税口座簡易開設届出書」を提出することで二重口座の確認が事後的に行われ、最短で申込当日に口座の開設、取引を開始することが可能となりました。

なお、金融機関によって制度導入の有無や、実際に取引が可能となる期間は異なります。